

第1章

2010年ミャンマー総選挙結果を読む

工藤年博

はじめに

ミャンマーでは2010年11月7日に、20年ぶりに総選挙が実施された。これは現軍政下で行われた2度目の総選挙であった。前回の1990年総選挙では、書記長職ではあったものの実質的にはアウンサンスーチー氏が率いる国民民主連盟（National League for Democracy：NLD）が、全議席の8割を獲得して圧勝した。これに対してビルマ社会主義計画党（Burma Socialist Programme Party：BSPP）の継承政党の国民統一党（National Unity Party：NUP）は、当時軍政の実質的な支援を得ていたにもかかわらず、わずか2%の議席しか獲れずに惨敗した。総選挙後、ミャンマー軍政は新憲法の制定が議会招集の前提であるとして、政権移譲を拒否した。新憲法の草案は14年半をかけて国民会議で議論され、2008年5月に国民投票を経てようやく制定された。

今回実施された総選挙はこの新憲法にもとづくものであった。しかし、NLDは新憲法のいくつかの規定が民主的でないこと、2010年3月8日に公布された政党登録法により「受刑」中のアウンサンスーチー氏が党から排除されることなどを理由に、3月29日に総選挙のボイコットを決定

した。それでも軍政は選挙準備を着々と進め、8月30日には立候補受付を締め切り、9月10日には選挙管理委員会による審査を終了、その後の実質的な選挙期間を経て、11月7日に総選挙が実施された。

選挙管理委員会は11月18日までにすべての選挙結果を発表し、大方の予想とおり軍政が全面的に支援する連邦団結発展党（Union Solidarity and Development Party：USDP）の圧勝が明らかになった。これに対して、民主化政党（本章では民主主義の実現をめざす反軍政政党を指す）や少数民族政党、さらには軍政寄りとみられていたNUPまでもが、総選挙で不正があったとして不服を申し立てる構えをみせた。しかし、選挙管理委員会への不服申し立てには1件当たり100万チャット（約10万円）かかり、また勝てる見込みも小さいことから、実際の不服申し立ては僅かである。

今回の総選挙が、国軍が全面的に支援するUSDPに有利なように、巧妙に仕組まれてきたことは間違いない。選挙運動期間中の動員にはじまり、投開票においても不正や不透明な行為があったことが指摘されている。そもそも、NLDに総選挙をボイコットさせたことこそが、USDPを圧勝に導いたともいえる。その結果、USDPに対抗すべき民主化政党は、弱小政党ばかりになってしまったからである。しかし、総選挙の結果を少し詳しくみるならば、そこにはUSDP圧勝という予想された結果に加えて、いくつかの予想外の結果も読み取ることができる。

本章は2010年総選挙の選挙戦の構図とその結果を詳細に検討することで、ミャンマー軍政の選挙戦略を明らかにすると同時に、ミャンマー政治におけるいくつかの論点を抽出していきたい。第1節では、総選挙の概要および選挙戦の構図を紹介する。ここでなぜNLDが総選挙をボイコットしたのか、その背景についてもふれる。第2節では、総選挙の結果を総括する。ここではUSDPの圧勝という予想どおりの結果に加えて、民主化政党への国民の支持や少数民族政党の健闘など、必ずしも予想されていなかった結果についても紹介する。第3節では、今回の総選挙の結果が議会に与える影響を検討し、新政治体制のゆくえを展望する。おわりに、新政権の課題に言及する。

第1節 総選挙の概要

1. 概要

2010年総選挙は、2008年新憲法にもとづくものであった。今回、有権者は2院制の連邦議会、および14の地域・州議会のそれぞれの議員を選ぶために、原則として3票を投じた。ただし、地域・州議会においては全人口の0.1%以上の数をもつ少数民族代表も選ばれるため、その少数民族に属する有権者の場合は4票を投じた。有権者の総数は約2900万人、投票率は人民代表院、民族代表院、および地域・州議会ともに約77%であった(表1)。

今回の総選挙で争われた議席数は、連邦議会を構成する人民代表院の民選議員330人と民族代表院の民選議員168人、および14の地域・州議会の民選議員(少数民族代表29人を含む)673人の、合計1171人であった⁽¹⁾。しかし、選挙管理委員会が治安上の理由からいくつかの地域で投票

表1 2010年と1990年の総選挙の概要

	2010	1990
選挙区総数	1,171	492
実施選挙区数	1,154	485
登録申請政党数	47	235
参加政党数	37	93
有権者数(概数)	2,900万人	2,100万人
立候補者数	3,069	2,296
(内無所属)	(82)	(87)
平均競争率	2.7倍	4.7倍
投票率 人民代表院	77.3%	72.6%
民族代表院	76.8%	
14の地域・州議会	76.6%	-

(出所) 選挙管理委員会布告 No. 143/2010 (2010年12月7日), および伊野 [1992: 24]。

を実施しないことを決めたため、人民代表院の議席が5、地域・州議会の議席が12減り、合計1154人となった。このうち、人民代表院の10選挙区、民族代表院の8選挙区、地域・州議会の37選挙区では立候補者が1人しかいなかったため、無投票で議員が選出された。最終的に、今回の投票で選ばれた議員は1099人であった。ただし、本章では、とくに断わらない限り、無投票選出の民選議員を含めた1154人を分析対象とする⁽²⁾。

今回の総選挙には、37の政党から2987人、無所属で82人の、合計3069人の候補者が出馬した(表2の最下行)。しかし、選挙管理委員会からは選挙前に全国的な立候補者の統一名簿が発表されておらず、2010年12月7日に出された布告2010年143号によって、正確な立候補者数がわかったという状況である。そのため、本章執筆時においては、政党別の立候補者の数字については、投票日前に筆者が現地でも収集した政党のパンフレットや各種報道にもとづいた数字を使用している。その合計数字は3066人であり(表2の最下から2行目)、選挙管理委員会の発表と3人の相違しかない。そのため、分析上大きな問題はないと判断する⁽³⁾。

出馬した37政党の内、1990年総選挙時からの継続政党は4、新規政党が33であった。継続政党は10政党があったが、NLDを含む5政党は規定された期限内に政党登録を行わなかったため、解党させられた。結局、継続政党5つを含む47の組織が選挙管理委員会に政党設立および登録を申請し、42政党が設立および登録を認められた。政党設立を許可されなかった組織には、少数民族の三つの政党—カチン州進歩党(Kachin State Progressive Party: KSP), 北シャン州進歩党, 連合民主党(カチン州)—が含まれていた。不許可の原因は、軍政がこれらの政党と少数民族武装勢力との関係を疑った点にあった。たとえば、KSPはカチン独立機構(Kachin Independence Organization: KIO)の副議長であった、トゥ・ジャ氏が党首を務めている政党であった。ミャンマー国軍は2009年4月以降、停戦合意を結んでいる少数民族武装勢力に対して、国軍が指揮権をもつ国境警備隊に編入するよう求めてきた。しかし、多くの少数民族武装勢力がこれを拒否しており、KIOはその筆頭株であった。政党登録を拒否された少数民族リーダーは無所属での立候補を試みたが、選挙管理委員

表2 政党別立候補者数

政党名	民族 ¹⁾	継続(90年 議席の有 無)/新規	合計	立候補者数				
				人民代 表院 (325)	民族代 表院 (168)	地域・州議会 (661)		少数 民族 代表 (29)
						地域・ 州 (632)		
1 連邦団結発展党	ミャンマー	新規	1,112	315	158	612	27	
2 国民統一党	ミャンマー	継続(有)	995	294	149	535	17	
3 国民民主勢力	ミャンマー	新規	162	104	36	22		
4 シャン民族民主党	シャン	新規	156	45	15	93	3	
5 民主党 (ミャンマー)	ミャンマー	新規	47	23	9	15		
6 ミャンマー連邦国民政治連盟	ミャンマー	新規	46	25	11	10		
7 ラカイン民族発展党	ラカイン	新規	44	12	8	23	1	
8 カレン人民党	カレン	新規	41	7	5	24	5	
9 チン進歩党	チン	新規	40	9	12	18	1	
10 88 世代学生青年党 (ミャンマー連邦)	ミャンマー	新規	39	28	6	5		
11 全モン地域民主党	モン	新規	34	8	9	16	1	
12 新時代人民党	ミャンマー	新規	30	7	4	19		
13 ワ民主党	ワ	新規	25	8	1	16		
14 チン民族党	チン	新規	22	6	7	9		
15 国民発展民主党	ロヒンギヤー	新規	22	6	5	11		
16 バロン・サウォー民主党	カレン	新規	18	5	4	9		
17 タアン (パラウン) 民族党	パラウン	新規	15	4	2	9		
18 ラカイン州民族の力	ラカイン	新規	14	2	2	10		
19 国民政治同盟	ミャンマー	新規	13	7	3	3		
20 バオ民族機構	バオ	新規	10	3	1	6		
21 民主平和党	ミャンマー	新規	9	8	1			
22 統一民主党 (カチン州)	カチン	新規	9	2	3	2	2	
23 ムロ (カミ) 民族連帯組織	ムロ/カミ	継続(有)	9	1	1	7		
24 ラフ民族発展党	ラフ	継続(有)	9		2	7		
25 連合民主党	ミャンマー	新規	8	4	3	1		
26 コーカン民主統一党	コーカン	継続(無)	8	3	1	4		
27 平和・多様党	ミャンマー	新規	7	3	2	2		
28 カマン民族進歩党	カマン	新規	6	2	1	3		
29 カヤン民族党	カヤン	新規	5	1	1	2	1	
30 イン民族発展党	インダー	新規	5	1	1	2	1	
31 ウンターヌ NLD (ミャンマー連邦)	ミャンマー	新規	4	4				
32 ワ民族統一党	ワ	新規	4	3	1			
33 カレン州民主発展党	カレン	新規	4		2	2		
34 連邦民主党	ミャンマー	新規	3	2	1			
35 カミ民族発展党	カミ	新規	3		3			
36 国民発展平和党	ロヒンギヤー	新規	3		2	1		
37 少数民族発展党	チン	新規	3		1	2		
政党候補者合計 (37 政党)			2,984	952	473	1,500	59	
無所属候補者合計			82	40	7	35 ²⁾		
立候補者合計 (筆者推計)			3,066	992	480	1,594 ²⁾		
立候補者合計 (選挙管理委員会発表)			3,069	989	479	1,601 ²⁾		

(注) 1) 「ミャンマー」の場合は民族色のない政党を含む。ミャンマー (もしくは民族色のない) 政党が 13 政党, 少数民族政党が 24 政党。

2) 少数民族代表を含む。

(出所) 政党別立候補者数は筆者が各種報道等に基づき推計。立候補者数合計 (最下行) は選挙管理委員会 布告 No.143/2010 (2010 年 12 月 7 日)。

会はこれも拒絶した。

さらに、今回の総選挙に参加するためには、少なくとも三つの選挙区に候補者を擁立することが求められた。政党設立・登録を認められた42の政党のうち37の政党が、この要件を満たし、総選挙に参加した。

2. 選挙戦の構図

今回の選挙戦は、ミャンマー国軍が全面的にバックアップする USDP という体制政党、これに挑む小規模な民主化政党および少数民族政党、そして第3極の形成をめざす NUP という三つ巴の構図となった。NLD が総選挙をボイコットしたため、民主化勢力はいずれも組織力、知名度をもたない小政党ばかりとなってしまった。USDP が全国に1112人、NUP が995人の候補者を擁立したのに対し、NLD から分派して設立された国民民主勢力 (National Democratic Force : NDF) は162人、ウー・ヌ前首相の娘などいわゆる「3人のプリンセス」を擁する民主党(ミャンマー) は47人の候補者を立てるにとどまった。

なぜ NLD は総選挙をボイコットしたのだろうか。NLD は2008年憲法が非民主的であること、政党登録法の規定により「受刑」中の同党書記長のアウンサンスーチー氏を NLD から除籍しなければならないことなどを不服として、3月29日に開催した中央執行委員会において2010年総選挙のボイコットを決定した。これに先立つ同月23日、自宅軟禁中のアウンサンスーチー氏は、自由でも公正でもない選挙に NLD が参加することは受け入れられないと発言していた。NLD の決定が彼女の意向を強く反映したものであることは間違いなかった。

それでは、アウンサンスーチー氏はなぜボイコットを選択したのだろうか。ひとつには、政治活動上の戦略的な判断があったと思われる。NLD が1990年総選挙での勝利を権力への正統性としている以上、2010年総選挙への参加は勝つにせよ負けるにせよ、その存立基盤を揺るがしかねない危険があった。そのうえ、もし負けた場合には、1990年総選挙での成果は無に帰してしまう。そのような危険をあえて冒す必要はないとの

判断である。しかし、後で述べるように、今回の総選挙の結果はNLDが参加していれば相当の議席を獲得できた可能性を示している。アウンサンスーチー氏やNLDは、そうした国民の支持を過小評価してしまったのであろうか。確かに、そうした面もあったのかもしれない。

しかし、総選挙のボイコットを選択したより根本的な要因は、アウンサンスーチー氏の軍政への不信にほかならない。今回の総選挙においても、当局が開票などにおいて組織的に選挙不正を行う可能性はあった。今回はNLDが参加せず、結果としてUSDPの圧勝に終わったために、少なくとも投開票と票のカウントについては大規模な不正が行われた証拠は出ていない。しかし、もしNLDが選挙に参加していたら、軍政は大規模な選挙操作に動いたかもしれない。また、仮にNLDが参加し、相当の勝利を取っていたならば、軍政は選挙法違反でNLD候補者の当選を無効にするなど、いわゆる選挙後の「第2のオペレーション」⁽⁴⁾に乗り出していた可能性もあるだろう。そうしたことを考慮して、いずれにしても、公正で自由な選挙が行われないとアウンサンスーチー氏が考えたのは、これまでの軍政の彼女への対応をみれば、当然であったように思われる。

ただし、その後、総選挙のボイコットに批判的なタンニェイン氏をはじめとするNLDの旧中央執行委員会の何人かが、NLDが解党処分となるのを待って、NDFという新党を結成して総選挙に参加したことで、軍政は「弱小」民主化政党を選挙に参加させることに成功し、軍政にとって都合な選挙戦の構図をつくりだすこととなったのである。

このほか、少数民族政党では、シャン民族民主党（Shan Nationalities Democratic Party：SNDP）が156人の候補者を立てた。党首のサイ・アイ・パオは1990年総選挙でNLDに次ぐ第2党となった、シャン民族民主連盟（Shan National League for Democracy：SNLD）の書記長を務めた人物である。政党のロゴからホワイト・タイガーと呼ばれ、シャン州の地元では人気があった。

こうした選挙戦の構図は、USDPに有利であった。USDPは連邦団結発展協会（Union Solidarity and Development Association：USDA）という全国に1万5000の事務所をもち、全人口の4割に相当する2400万人

の会員を有する大衆組織⁽⁵⁾を母体とする政党である。党首のテインセイン首相（当時）をはじめ、形式上は文民となった軍政幹部がずらりと名を連ねていた。

USDP は資金力と組織力を使って、選挙戦を有利に進めた。たとえば、USDP の母体組織の USDA は地元の生活道路を整備することで、住民の歓心を得ようとしていた。次頁の写真をみていただきたい。この道路は整備されたばかりであるが、道端にライオンのロゴが刻まれた石柱が立てられている。この石柱には、USDA が自己資金で 2010 年 3 月 21 日から 4 月 9 日にかけてこの道路を舗装したと書かれている。このような、USDA による小規模な開発事業は各地で観察された。開発プロジェクトを途中で止めて、USDP の候補者が当選したら建設を再開するといった、露骨な選挙戦略もとられたという。

しかし、USDA あるいは USDP はその大規模なメンバーシップにもかかわらず、国民からは軍政の傀儡団体・政党とみられており、根本的には不人気であった。もし NLD が総選挙に参加していれば、たとえアウンサンスーチー氏が自宅軟禁下に置かれていても、有権者が NLD という政党に投票した可能性は高い。1990 年総選挙の際は、アウンサンスーチー氏の自宅軟禁という同様な状況下でも、NLD 候補者であれば誰でも当選できる状況が出現した。しかし、NLD が不参加となったため、ほかの民主化政党には知名度も組織力もなく、USDP に対抗するために全国に候補者を出すための資金力もなかった。

また、総選挙をボイコットした NLD が、有権者に「投票する権利も、投票しない権利もある」と事実上ボイコットの呼びかけをしたため、本来は民主化政党へ行くべき票が減ってしまった可能性もある。こうした状況は、USDP にとって好都合であった。実際、USDP は圧勝したが、NDF のヤンゴンにおける得票状況をみると、じつは民主化政党への有権者の根強い支持をうかがい知ることできる。この点については、後で議論する。

意外な伏兵は NUP であった。しかし、国民からみれば NUP は USDP と同様、軍政側の政党と映ったようである。NUP は BSPP の継承政党であったが、「ビルマ式社会主義」の失敗に対する真摯な反省や謝罪は表明



写真1：ヤンゴン市内の生活道路（2010年11月3日筆者撮影）。



写真2：ヤンゴン市内の生活道路脇の USDP の石柱（2010年11月3日筆者撮影）。

されなかった。NUPは基本的には国民に不人気であったうえ、USDPと違い、有権者を動員するための組織も資金もなかった。あったのは、独裁政党時代に養成した党幹部たちであった。彼らをつかかって全国に候補者を立てることに成功したが、結局はUSDPに大敗を喫することとなったのである。

第2節 総選挙の結果

1. 不正とその影響

総選挙の結果をみていく前に、今回の選挙が不正なものであったのか否かを検討しておく必要がある。1990年総選挙では、少なくとも投開票は自由・公正に行われたと評価されている⁽⁶⁾。今回の総選挙においても、1990年総選挙の時がそうであったように、アウンサンスーチー氏の自宅軟禁を含む民主化勢力への締め付け、政党の設立・登録を認めないなど少数民族勢力への圧力、USDPの国家予算を使った選挙運動や利益供与、行政権限を用いた半強制的な動員など、投票前の不正や不透明な行為は横行していたものの、投開票は比較的自由・公正になされるのではないかというのが、一部の専門家の見方であった⁽⁷⁾。しかし、今回の総選挙では、ミャンマー軍政は国際社会からの監視団を受け入れず、外国のメディアにも査証を発給せずに締め出した。2010年総選挙は1990年総選挙の時と比べても、より閉鎖的、不透明な環境で実施されたといわざるを得ない。

では、実際にどのような不正が行われたのであろうか。これは現時点では(あるいは将来においても)検証の難しい問題である。選挙キャンペーン中のさまざまな手段による動員は、それが不法あるいは不透明な行為を含むとはいえ、多くの国で行われものであり、かつ不正行為の証拠を提示することは難しく、ここでは詳しくは検討できない⁽⁸⁾。それに対して、投開票における不正は選挙結果を直接変えてしまうため、より明確かつ深刻な選挙違反である。仮に投開票において組織的・大規模な不正があったと

したら、総選挙の結果を分析する意味がなくなってしまう。それでは今回の総選挙は一部のメディアが指摘するように、クーデターによって不法に権力を奪取したミャンマー軍政を合法化するための、いわば襖ぎの儀式に過ぎないということになる。

投開票日の状況については、ある NGO がミャンマー国内のボランティアを組織して、投票所における投開票の様子をモニターしたレポートを出している (Preliminary Findings Report [2010])。このレポートは 2010 年 9 月 27 日から 11 月 8 日までの期間に、175 人の訓練を受けた観察者 (observers) が 81 郡から上げてきた報告にもとづいている。本レポートによれば、投票において強要、脅迫などがあった事例はほとんどなかったが、開票については約 30% の投票所において選挙法に規定された手続きに沿って実施されなかったと指摘されている。

今回の総選挙における開票は、選挙法の規定により、投票所において選挙スタッフ、投票所代理人、および一般市民の前で行われることになっていた⁽⁹⁾。これは 1990 年総選挙と同様な仕組みであったが、いくつか事情が異なる点があった。第 1 に、投票所が 4 万カ所と多く、また全国政党が USDP と NUP のみであったため、全国の選挙区を民主化政党の関係者が監視することができなかった。第 2 に、民主化政党が候補者を立てた選挙区であっても、資金的・組織的制約からすべての投票所に候補者の代理人を派遣することができなかった。第 3 に、民主化政党間、あるいは NUP を含めて野党間での連携がなく、投開票の状況を全国的に監視するネットワークを築くことができなかった。このため、NGO によるインフォーマルなモニタリング以外に、全国の投開票の様子を把握することができなかったのである。民主化勢力は事前にこうした準備をすべきであったが、これを怠ったといえよう。結局、投開票における不正がどの程度発生し、それが選挙結果にどれ程の影響を与えたかについては明らかになっていない。また、選挙区によっては投票率が異常に高いところもあり、二重投票、三重投票が疑われるケースもある⁽¹⁰⁾。

もうひとつ今回の選挙において指摘された大きな問題は、期日前投票のあり方であった。誰かしら人の目がある当日の投票所における投開票と

異なり、期日前投票は実質的に投票者の名前がわかってしまう可能性があり、秘密投票が守られず、不正の温床であると指摘されていた。投票日が近づくにつれ、USDP が公務員、軍人、政府と関係の深い大企業などから、期日前投票をかき集めているとの噂が広まった。

本来、期日前投票は不在者投票であったが、それは次第に USDP の集票メカニズムへと変化していったようである。選挙法によれば、期日前投票をできる人は、選挙区外にいる軍人、学生、訓練生、拘禁者、入院している病人などである⁽¹¹⁾。しかし、総選挙前に国営テレビが選挙教育として流した番組では、すべての軍人とその家族が期日前投票をすることができると紹介されるなど、選挙法の意図的な拡大解釈が行われた。期日前投票が、USDP の票集めの手段として使われたことは確かだろう。

それでは、期日前投票は選挙結果に、どの程度の影響を与えたのであろうか。ここでは、期日前投票の影響について、ヤンゴン管区を事例としてみてみよう。ヤンゴン管区の連邦議会の有効得票総数に占める、期日前投票数の割合は 6% 弱であった⁽¹²⁾。これは突出して高い数字ではない。たとえば、2010 年 7 月の日本の参議院選挙では、全投票者数に占める期日前投票はおよそ 2 割であった。もちろん、日本とミャンマーでは選挙を取り巻く環境が大きくことなるため、比較は適切ではないかもしれない。

しかし、期日前投票が圧倒的に USDP に有利であったことは、得票率に如実に示されている。USDP の得票率は、両院において、投票所における投票では 50% 未満であるのに対し、期日前投票では 8 割近くを得た。そのため、USDP が獲得した有効得票の 1 割弱は、期日前投票によってなされた票であった。これに対して、NDF の得票率は、投票所における投票が人民代表院で約 2 割、民族代表院で約 4 分の 1 であるのに対し、期日前投票ではそれぞれ 7.4%、10.0% しか獲得できなかった。結果として、NDF が獲得した有効得票に占める期日前投票の割合は、わずか 2.1% に過ぎなかったのである⁽¹³⁾。その結果、NDF が投票所の投票においては勝っていたにもかかわらず、期日前投票で逆転されたケースは、人民代表院で 4 件発生した。ただし、民族代表院では逆転のケースはなかった。

今回の総選挙の結果から「期日前投票」の票をすべて除いてみた場合、

議席数はどのように変化するのであろうか。この場合、全部で約30の議席がUSDPから民主化政党あるいは少数民族政党に移動するといわれている⁽¹⁴⁾。民主化勢力、少数民族政党にとっては無視できない議席数ではあるが、たとえこれらの議席を得たとしても、連邦議会におけるUSDPの圧倒的有利を変えることにはならないことも事実である。

今後、選挙戦に敗れた候補者が選挙管理委員会に不服申し立てをするためには、相手候補や投開票時の不正の証拠を集める必要があるが、これは容易ではないだろう。しかも、不服申し立て1件につき100万チャット（約10万円）の費用が必要になる。選挙管理委員会は11月16日に各政党に対し、選挙結果に不服がある場合は法律にもとづき、正式に申し立てをするようにとのレターを出した。そのなかで、外国メディアに不正を告発することは、選挙法違反であると警告もしている。

こうした状況のなかで、第3党となったSNDPや、第4党となったラカイン民族発展党（Rakhine Nationalities Development Party：RNDP）などは、「USDPの不正はわかっているが、時間とお金を無駄にしないために、不服申し立てはしない」（Irrawaddy, 2010年11月20日）と発言している。これは選挙管理委員会がUSDPに有利な判断をするだろうことを知っている両党が、現実的な判断をしたという面もあるが、同時に両党が相応に高い当選率（SNDPが36.5%、RNDPが79.5%）を誇っており、とくに投開票においては大きな不正がなかったと判断していることも背景にあるように思われる。

2. 政党別獲得議席数

選挙管理委員会は11月8日、および11日から18日にかけて、選挙区ごとの当選者を発表した。これらの発表により、連邦議会（人民代表院および民族代表院）および14の地域・州議会に、22政党から1148人、無所属から6人の合計1154人の当選者が判明した（表3）。

連邦議会および地方議会のいずれにおいても、第1党となったのはUSDPである。1154議席中883議席（全議席の76.5%）を獲得し、圧

表3 政党別議席数

政党名	人民代表院		連邦議会		連邦議会に おける議席数		連邦議会に おける構成比		地域・州議会		2010年 総選挙の 合計		構成比		＜参考＞ 立候補者数
	議席数	議席数	議席数	議席数	議席数	議席数	議席数	議席数	議席数	議席数	議席数	議席数	議席数	議席数	
連邦団結発展党	259	129	388	78.7%	495	74.9%	883	76.5%				1,112			
国民統一党	12	5	17	3.4%	46	7.0%	63	5.5%				995			
シヤン民族民主党	18	3	21	4.3%	36	5.4%	57	4.9%				156			
ラカイン民族発展党	9	7	16	3.2%	19	2.9%	35	3.0%				44			
国民民主勢力	8	4	12	2.4%	4	0.6%	16	1.4%				162			
全モン地域民主党	3	4	7	1.4%	9	1.4%	16	1.4%				34			
チン進歩党	2	4	6	1.2%	6	0.9%	12	1.0%				40			
パオ民族機構	3	1	4	0.8%	6	0.9%	10	0.9%				18			
パロシ・サウオー民主党	2	3	5	1.0%	4	0.6%	9	0.8%				18			
チン民族党	2	2	4	0.8%	5	0.8%	9	0.8%				22			
ワ民主党	2	1	3	0.6%	3	0.5%	6	0.5%				25			
カレン人民党	1	1	2	0.4%	4	0.6%	6	0.5%				41			
タアン (パワウン) 民族党	1	1	2	0.4%	4	0.6%	6	0.5%				15			
統一民主党 (カチン州)	1	1	2	0.4%	2	0.3%	4	0.3%				9			
イン民族発展党	1	0	1	0.2%	3	0.5%	4	0.3%				5			
民主党 (ミヤンマー)	0	0	0	0.0%	3	0.5%	3	0.3%				47			
カレン州民主発展党	0	1	1	0.2%	1	0.2%	2	0.2%				4			
カヤン民族党	0	0	0	0.0%	2	0.3%	2	0.2%				5			
国民発展民主党	0	0	0	0.0%	2	0.3%	2	0.2%				22			
88 世代学生青年党	0	0	0	0.0%	1	0.2%	1	0.1%				39			
少数民族発展党	0	0	0	0.0%	1	0.2%	1	0.1%				3			
ラフ民族発展党	0	0	0	0.0%	1	0.2%	1	0.1%				9			
無所属	1	1	2	0.4%	4	0.6%	6	0.5%				82			
合計	325	168	493	100.0%	661	100.0%	1,154	100.0%				-			

(出所) New Light of Myanmar (2010年11月8日, 11～18日)。

勝した。連邦議会（人民代表院および民族代表院）で78.7%，地域・州議会においても74.9%の議席を獲得した⁽¹⁵⁾。USDPからは1112人の候補者が立っていたため、勝率(当選率)は79.4%を記録した。第2党となったのはNUPであったが、63議席（全議席の5.5%）を獲得するにとどまった。NUPは995人の候補者を立てたので、当選率はわずか6.3%に過ぎなかった。第3党にはSNDPが57議席（全議席の4.9%）で、第4党にはRNDPが35議席（全議席の3.0%）で入った。いずれも少数民族政党である。NDFは16議席（全議席の1.4%）で、第5党にとどまった。

このように、全体としてみればUSDPの圧勝であった。しかし、USDPの動員が効かなかった地域では、民主化政党や少数民族政党が善戦しているケースも観察される。USDPの強力な組織・資金力による動員と利益誘導が、彼らの圧勝をもたらしたことは間違いないが、選挙結果には見逃すことのできない有権者の民意をも読み取ることができる。では、それはなにか。ここでは2点指摘しておきたい。すなわち、民主化政党への国民の支持と、少数民族政党の健闘である。

3. 民主化政党への国民の支持

今回の総選挙において民主化政党の代表格となったNDFは、162人の立候補者のうち、わずか16人の当選者を出すにとどまった。しかし、これらの16人の当選者はすべてヤンゴン地域から選出されており、同地域に限ってみればNDFは善戦しているといえる。最大都市ヤンゴンは企業集積、産業集積、商業基盤が厚く、所得水準の比較的高い中間層、知識層、専門職が多い。国内外の情報も集まり易く、有権者の政治意識も高い。このため、USDPの動員が相対的に効きにくく、比較的自由に投票行動がなされたと考えられる。すなわち、ヤンゴンにおけるNDFの善戦には、国民の民主化政党への一定の支持をみることも可能なのである。そこで、NDFのヤンゴンにおける戦いを少し詳しくみてみよう。

表4は、連邦議会（人民代表院45議席，民族代表院12議席）のヤンゴン地域の選挙区の議席に対する、政党別の得票状況である。人民代表院

表4 ヤンゴン地域における主要政党候補者の得票状況

人民代表院 (45 議席)						
政党	立候補者数	獲得議席数	得票率 (%)			期日前比率 (%)
			当日	期日前	合計	
連邦団結発展党	45	37	48.4	78.6	50.1	9.0
国民民主勢力 (37 競争選挙区)	37	8	20.8	7.4	20.1	2.1
国民統一党	43	0	13.6	7.6	13.3	3.3
民主党 (ミャンマー)	15	0	4.3	1.2	4.1	1.6
88 世代学生青年党	18	0	6.2	2.3	6.0	2.2
その他	38	0	6.6	2.9	6.4	2.6
合計	196	45	100.0	100.0	100.0	5.7

民族代表院 (12 議席)						
政党	立候補者数	獲得議席数	得票率 (%)			期日前比率 (%)
			当日	期日前	合計	
連邦団結発展党	12	8	47.6	78.8	49.3	8.7
国民民主勢力 (10 競争選挙区)	10	4	26.5	10.0	25.6	2.1
国民統一党	12	0	15.5	8.1	15.1	2.9
民主党 (ミャンマー)	3	0	2.8	0.8	2.7	1.7
88 世代学生青年党	4	0	4.9	1.4	4.7	1.7
その他	7	0	2.6	0.9	2.5	1.9
合計	48	12	100.0	100.0	100.0	5.4

(注) 国民民主勢力の(競争選挙区)の行の数字は候補者を立てた選挙区のみを対象。

(出所) Myanmar Alin (国営ビルマ語新聞, 2010年11月12日)。

においては、45 議席のうち、USDP が 37 議席、NDF が 8 議席を獲得した。民族代表院においては、12 議席のうち、USDP が 8 議席、NDF が 4 議席を獲得した。NUP を含め他党は、ヤンゴン地域の連邦議会に議席をひとつもつことができなかった。ヤンゴン地域は、国軍の政党と民主化政党の戦いの場であった。

得票率をみても、USDP は両院ともに約 5 割、NDF は人民代表院において約 2 割、民族代表院においておよそ 4 分の 1 を獲得している。獲得議席数は両院合わせて、USDP が約 8 割、NDF が約 2 割であるので、前者が効率的に議席を獲得したことがわかる。逆にいえば、(第 3 極の形成をめざした NUP は除くとしても) 民主化陣営内で選挙協力を行い、小

規模な民主化政党による票の分散を避けることができているならば、より多くの議席を民主化陣営（この場合はNDF）が獲得できていたはずである。

また、NDFが候補者を立てた選挙区（表4では「競争選挙区」と表記）のみにおける得票率をみると、両院ともに3割程度の支持を獲得していることがわかる。NDFを実質的にはヤンゴンの地域政党と考えるならば、これがUSDPの動員のもとでも、民主化陣営が獲得し得る有権者の支持の水準であるとみなすことも可能であろう。このことは、仮に、全国的な組織力も知名度もあり、国民人気の高いアウンサンスーチー氏が（たとえ政党登録法により党を除名されたとしても）実質的に率いるNLDが総選挙に参加し、全国の選挙区に候補者を立てることができていれば、3割程度の議席を獲得できる可能性があったことを物語る。しかもこれは、アウンサンスーチー氏の影響力を相当に過小評価したうえでの数字である。2010年11月13日のアウンサンスーチー氏解放時の人々の熱狂的な歓迎ぶりをみれば、NLDがより広範な国民的支持を得られていたとしても不思議ではない。

そして、もし少数民族政党などを含む野党陣営が、連邦議会の4分の1の議席を占めていれば、彼らはいつでも特別国会の招集を要請できる力をもつことができた（2008年憲法第83条）。これにより、野党陣営はUSDPといつでも議会内で政治対話をすることが可能になったであろう。ただし、連邦議会の4分の1は選挙を経ずに国軍司令官に任命される国軍議員で構成されるから、民主化・少数民族政党は実際には民選議席の3分の1の議席獲得が必要であった。しかし、この数字はすでに述べたとおり、NLDが総選挙に参加すれば、十分に実現可能な水準であった。

4. 少数民族政党の健闘

次に、少数民族政党の戦いをみてみよう。表5は、USDP、NUP、民主化政党（NDFおよび民主党（ミャンマー）の2党）、少数民族政党（17党）、それ以外（88世代学生青年党および無所属）の政党類型別に、獲得議席数と当選率を示したものである。

表5 政党類型別の選挙結果

政党名	連邦議会						地域・州議会		総選挙の合計	
	人民代表院		民族代表院		両院合計		獲得議席	当選率	獲得議席	当選率
	獲得議席	当選率	獲得議席	当選率	獲得議席	当選率				
連邦団結発展党	259	82.2%	129	81.6%	388	82.0%	495	77.5%	883	79.4%
国民統一党	12	4.1%	5	3.4%	17	3.8%	46	8.3%	63	6.3%
民主化政党 ⁽¹⁾	8	6.3%	4	8.9%	12	7.0%	7	18.9%	19	9.1%
少数民族政党 ⁽²⁾	45	38.5%	29	36.7%	74	37.8%	108	40.6%	182	39.4%
その他 ⁽³⁾	1	-	1	-	2	-	5	-	7	5.5%
合計	325	-	168	-	493	-	661	-	1154	-

(注) (1) 民主化政党は国民民主勢力、および民主党（ミャンマー）の2政党を含む。

(2) 少数民族政党はシャン民族民主党など17政党を含む。

(3) その他は88世代学生青年党および無所属議員を含む。

(出所) New Light of Myanmar (2010年11月8日, 11～18日)。

今回の総選挙で圧勝したUSDPは、いずれの議会においても8割近い当選率を誇っている。これに対して、NUPは連邦議会においては3.8%、地域・州議会においては8.3%と、いずれの議会においても惨敗を喫した。民主化政党は地域・州議会で18.9%とやや高い当選率を記録したものの、全体としては1割を切る惨憺たる成績であった。

これに対して、少数民族政党をひとつのグループとしてしてみると、いずれの議会においても当選率が40%前後となっており、USDPが圧倒的に有利な状況下にあつて、健闘している姿がうかがえる。これは少数民族政党が地元集中的に候補者を立て、選挙戦を戦った成果である。

表6はビルマ族が多く居住する7つの地域 (regions) と、少数民族が多く居住する7つの州 (states) とに分けて、政党類型別に獲得議席をみたものである。少数民族政党が州において健闘している姿が明らかである。第1に、人民代表院においては、少数民族政党は7つの地域においては1議席も獲得していない。これに対して、7つの州においては4割近くの議席を獲得した。第2に、民族代表院においても、少数民族政党は7つの地域においては1議席も獲得していないが、7つの州においては34.5%の議席を獲得した。第3に、地域・州議会においては、7つの地域

表6 地域・州別議席数

人民代表院

	7 地域		7 州		合計	
	議席	構成比	議席	構成比	議席	構成比
連邦団結発展党	192	92.8%	67	56.8%	259	79.7%
国民統一党	7	3.4%	5	4.2%	12	3.7%
国民民主勢力	8	3.9%	0	0.0%	8	2.5%
少数民族政党 ⁽¹⁾	0	0.0%	45	38.1%	45	13.8%
無所属	0	0.0%	1	0.8%	1	0.3%
合計	207	100.0%	118	100.0%	325	100.0%

民族代表院

	7 地域		7 州		合計	
	議席	構成比	議席	構成比	議席	構成比
連邦団結発展党	79	94.0%	50	59.5%	129	76.8%
国民統一党	1	1.2%	4	4.8%	5	3.0%
国民民主勢力	4	4.8%	0	0.0%	4	2.4%
少数民族政党 ⁽²⁾	0	0.0%	29	34.5%	29	17.3%
無所属	0	0.0%	1	1.2%	1	0.6%
合計	84	100.0%	84	100.0%	168	100.0%

地域・州議会

	7 地域		7 州		合計	
	議席	構成比	議席	構成比	議席	構成比
連邦団結発展党	364	89.2%	131	51.8%	495	74.9%
国民統一党	31	7.6%	15	5.9%	46	7.0%
国民民主勢力	4	1.0%	0	0.0%	4	0.6%
民主党 (ミャンマー)	3	0.7%	0	0.0%	3	0.5%
88 世代学生青年党	1	0.2%	0	0.0%	1	0.2%
少数民族政党 ⁽³⁾	5	1.2%	103	40.7%	108	16.3%
無所属	0	0.0%	4	1.6%	4	0.6%
合計	408	100.0%	253	100.0%	661	100.0%

(注) (1) 少数民族政党はシャン民族民主党など 12 政党。

(2) 少数民族政党はシャン民族民主党など 12 政党。

(3) 少数民族政党はシャン民族民主党など 17 政党。

(出所) New Light of Myanmar (2010 年 11 月 8 日, 11 ~ 18 日)。

においても5議席を獲得し、7つの州においては4割を超える議席を獲得した。7つの州議会においてはUSDPの議席が5割超であったので、少数民族政党がほぼ拮抗する勢力を形成することとなった。

それぞれの地元の州における少数民族政党の健闘は、自宅軟禁から解放されたアウンサンスーチー氏の政治活動にも影響を与える可能性がある。アウンサンスーチー氏は解放から1週間が経った11月20日に、ヤンゴンで少数民族政党の指導者らと会談し、軍政との対話をめざして国民会議を創設することで合意したと伝えられた（日経新聞、2010年11月21日）。また、少数民族指導者は、アウンサンスーチー氏の父で独立の英雄アウンサン将軍が1947年に開催し、ビルマ族と少数民族との共存共栄を約束したパンロン会議の2回目の開催をめざしているとされる⁽¹⁶⁾。今回の総選挙における少数民族政党の善戦が、こうした動きを加速する可能性はあるだろう。

他方、少数民族政党の強い州において、USDPを含むビルマ族政党が支持を拡大できなかったのは、1990年総選挙におけるNLDのケースと同様である⁽¹⁷⁾。この結果はミャンマー政治において、「軍政 vs. 民主化勢力」という対立軸に加えて、「ビルマ族 vs. 少数民族」という対立軸が依然として存在していることを示したともいえる。少数民族をめぐる問題は、国境警備軍への編入をめぐる国軍との対立が深まる少数民族武装勢力の動向と合わせて、注視していく必要がある。

第3節 新政治体制

1. 議会内勢力と議会運営

それでは、今回の総選挙の結果は、2011年1月31日に初会合を開催した各議会の運営に、どのような影響を与えるのだろうか。連邦議会（人民代表院、民族代表院）および地方議会（7地域議会、7州議会）には、今回の総選挙で選ばれた議員に加えて、国軍司令官より任命される国軍

議員がそれぞれ4分の1ずつ含まれる。これを反映した議会内の勢力は、表7のとおりとなる。全体としては、USDPの圧勝ではあったが、議会ごとに議会内勢力の構成が異なり、議会運営のあり方も違って来るかもしれない。

第1に、連邦議会の両院におけるUSDPの圧勝により、全体の4分の1を占める国軍議員を含めずとも、同党が両院で過半数を握ることになった。このことは、大統領の選出においてUSDPが国軍議員の協力を必要とせず、単独で決定権をもったことを意味する。

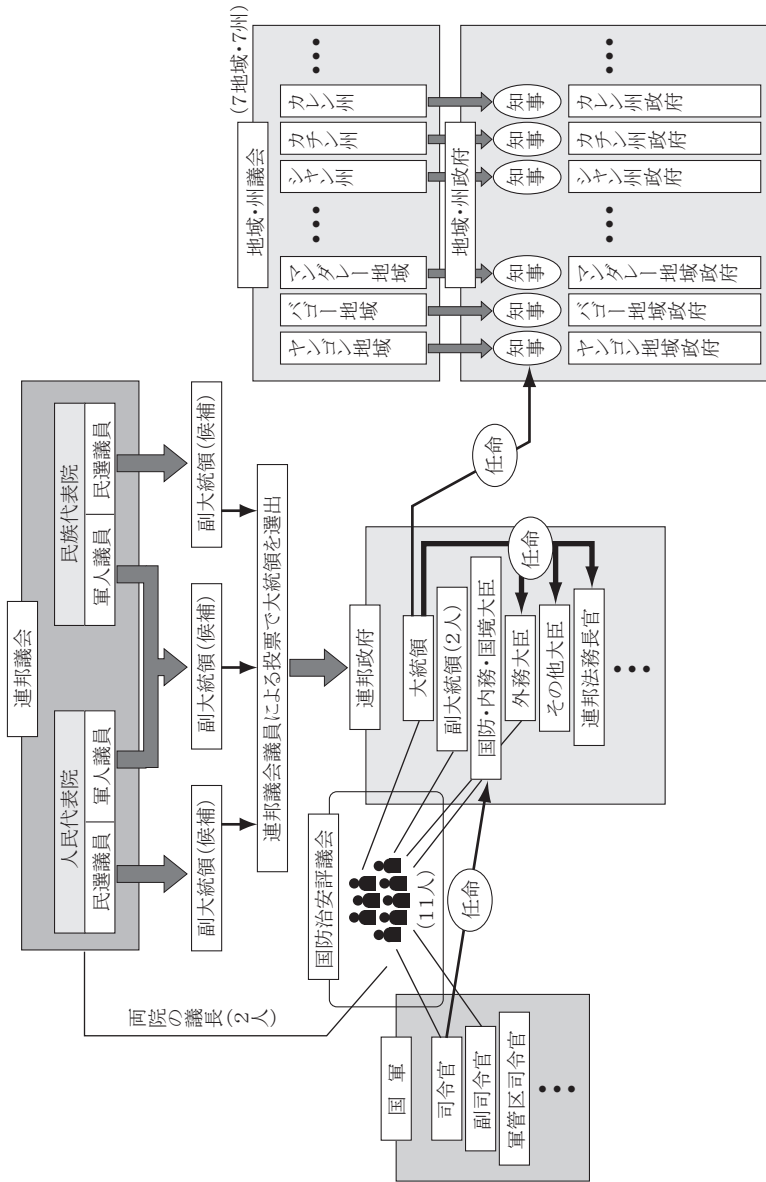
大統領の選出にあたっては、人民代表院の民選議員、民族代表院の民選議員、両院の国軍議員の三つのグループが1人ずつ候補者を出し、連邦議会が多数決で大統領を選ぶ仕組みになっている(図1)。USDPは両院から2人の候補者を出すことができ、連邦議会における多数決でどちらかの候補者を大統領に選出することができる。

表7 議会内勢力の構成比

		(%)			
		連邦団結 発展党	国軍	国民統一党	その他
連邦議会	人民代表院	60	25	3	12
	民族代表院	58	25	2	15
	合計	59	25	3	13
地域議会	ヤンゴン	61	25	7	14
	バゴ	68	25	7	7
	エーヤワディー	67	25	8	8
	マンダレー	72	25	0	3
	ザガイン	66	25	8	9
	マグウェー	69	25	6	6
	タニンターリー	71	25	4	4
州議会	シヤン	38	25	1	37
	カチン	39	25	22	36
	ラカイン	30	25	2	45
	モン	46	25	7	29
	チン	29	25	0	46
	カレン	31	25	0	44
	カヤー	75	25	0	0

(出所) New Light of Myanmar (2010年11月8日, 11～18日) から計算。

図1 ミャンマーの新国家機構図



(出所) 2008年憲法にもとづき筆者作成。

逆にいえば、理論上は、大統領は国軍議員の意向から独立して行動できるということになる。現在は「USDP≒国軍」という理解をされているが、実際にはUSDPには実業家、法律家、学者、地元の篤志家など多様な人材が参加しており、国軍の考え方や利害と完全に一致するわけではない⁽¹⁸⁾。総選挙における圧勝により、USDPの自律性が高まる可能性がある。USDPの党内政治に注目する必要があるだろう。

第2に、連邦議会において、USDPは国軍議員を合わせて4分の3以上の議席を占めており、両者が協力すれば憲法改正や国境および地域・州境の変更など、重要な決定を行うことができる。また、3分の2以上の議席があれば大統領を弾劾することも可能である。大統領候補は議員である必要も軍人である必要もないため、大統領が就任後に党や国軍の意向に沿って行政を行わない可能性もあり得る。その場合でも、USDPは国軍議員の協力を得れば、大統領を辞任させる力をもつ。

第3に、地方議会においては多様な状況が生まれた。7つの地域議会においては、USDPが過半数を上回る議席を占めている。国軍議席と合わせると4分の3を超える議席をもっており、連邦議会と同様な状況にある。

これに対して、7つの州議会においては、カヤー州を除いて、USDPは過半数の議席を確保できなかった。国軍議席と合わせれば過半数を制することができるため、当面は議会内で与党が苦境に陥ることはないであろう。しかし、国軍議席と合わせても4分の3を超えることはできず、州知事(Chief Minister)を弾劾することはできない。

州知事は州議会の議員のなかから、大統領が任命する(2008年憲法261条)。州議会のなかには少数民族政党が第1党、あるいは少数民族政党が連立を組むとUSDPの議席を上回るところもあり、国軍議員の理解を得られれば、少数民族政党から州知事が誕生するケースも考えられる⁽¹⁹⁾。たとえば、ラカイン州議会ではRNDPが第1党であるし、チン州でも二つのチン族政党が連携すれば最大勢力となる。このように、ミャンマーの実質的な政党政治は州議会から始まるかもしれない。

2. 大統領、国軍司令官

このように州議会において政党政治の可能性をみることはできるものの、連邦議会（および地域議会）においては USDP の圧勝に違いなく、議会内で民主的な議論が展開されるかはわからない。欧米諸国を中心とする国際社会の大方が、今回の総選挙を国軍の国政関与を合法化するためのごまかしに過ぎないと評価するゆえんである。

そのため、これからのミャンマー政治を考えるうえで実質的に注目すべきは、議会以上に行政府、とくに大統領の行動であろう。大統領には軍政時代のテインセイン首相が、連邦議会の第 1 回通常国会において選出された。重要なのは、最高意思決定機関である国家平和発展評議会 (SPDC) 議長かつ国軍司令官のタンシュエ上級大將が、これまで一手に握ってきた権力が、大統領と国軍司令官の 2 人に分割された点である。

国軍司令官は国防・内務・国境大臣の任命や、国軍と連邦政府および議会の幹部で組織される「国防治安評議会」⁽²⁰⁾を通じて、引き続き政府に強い影響力を保持する (図 1)。しかし、少なくとも平時においては、国軍司令官が国家運営に直接介入することはなくなる。日々の国家運営は大統領に任されるのである。新たに選ばれた大統領がどのような考えをもっているのか、そしてなにをするのかが総選挙後のミャンマー政治をみるうえで重要となる。

もうひとつ重要な点は、国軍幹部の世代交代が起こることである。1992 年以來、国軍司令官を務めてきたタンシュエ上級大將 (77) は、マウンエイ上級大將補 (73) とともに引退する。新たな国軍司令官にはミンアウンフライン大將 (第 2 作戦特別室長)、国軍副司令官にはソーウィン中将 (北部軍管区司令官) が就任した。彼らは 50 代半ばであり、20 歳以上の若返りとなる。今後、国軍は 60 歳定年制を再び厳格に適用することで、5 年毎に行われる総選挙とタイミングを合わせて、国軍幹部も交代するという仕組みが埋め込まれたと考えられる。これにより新政治体制においては、タンシュエ上級大將のような独裁者の出現は難しくなったのである。

おわりに

今回の総選挙を経て、連邦議会、地方議会が設置され、そこには限定的ではあるが民主化政党や少数民族政党の代表が参加することになった。また、旧軍政幹部ではあるが、文民の大統領が誕生した。国軍司令官はさまざまな憲法上の規定を通じて連邦政府に影響力を残すものの、日々の国家運営には携わらなくなった。1988年の軍事クーデター以来23年を経て、ミャンマーではようやく新たな政治制度による国の統治・運営が始まった。

しかし、新たな政治体制と新政権の誕生が、自動的に国の平和と国民生活の向上に結びつくわけではない。新政権が軍政時代に欠如していた統治の正統性を獲得し、政権運営を安定させるためには、国民に目に見える変化を示す必要がある。そのためには、新政権がなにをするのか、すなわち政策選択が重要となる。とくに疲弊したミャンマー経済、国民生活をどう立て直すのが喫緊の課題である。新政権の経済政策が、幅広い国民各層や地域が裨益する経済成長を進められるものとなるのか。この成否に新政権の命運がかかるだろう。

【コラム】投票日のヤンゴン

私はその数日前から別の仕事でヤンゴンに滞在しており、投票日には街の様子をみる事ができた。その日はよく晴れた日曜日であった。家族にとっては格好のお出かけ日和と思われたが、町はいつもの日曜日よりも静かだった。車や人出が少なく、本来は稼ぎ時はずのショッピング・センターも閉まっているところが多かった。路線バスや荷台を改造して人を乗せるミニ・トラックの便数が少なくなっており、郊外から都心へ出てくることも難しくなっていたようだ。一部で爆弾事件が起きるとの噂があったことも、人々が外出を控えた原因のひとつであったかもしれない。

ヤンゴン郊外には多くの工業団地が設置されているが、この日は休日出勤が禁止されていたようである。ある工業団地では、故郷を離れて出稼ぎに来ており、工場に隣接した寮で暮らす従業員のために、投票日の前日に特設の投票場が設置された。この工業団地の管理人は日本人であったが、投票日に外国人がいるのはよくないとのことで、投票の様子を見に行くことはしないとのことであった。今回の総選挙にあたって、ミャンマー軍政は外国人記者の入国を認めなかった。数日前からインターネットも遮断されていた。このような状況下で、外国人が投票所の周りをうろうろとすることは憚られたのである。

当日の投票時間は朝6時から夕方4時までであった。私はその日、ビルマ人の友人と朝食を一緒にする予定で、朝6時に滞在している街中のホテルで待ち合わせをしていた。ところが、その友人が朝食前に投票したいということで、ホテルから歩いて10分程の学校に設置された投票所へ向かった。外国人ということで居心地が悪かったが、友人が投票している15分くらいの間、私は学校の門の外で待っていた。朝6時過ぎという早い時間にもかかわらず、すでに投票所にはかなりの人が訪れていた。

一般に、ミャンマー国民は今回の総選挙に無関心であるといわれていた。ミャンマー軍政が全面的にバックアップするUSDPの勝利がほぼ確実で、投票日の時点では自宅軟禁下にあったアウンサンスーチー氏が率いる最大野党のNLDが参加しない総選挙に、国民は冷めていた。実際、私の友人のなかには、投票に行かないという人も多かった。しかし、この投票所への出足のよさを見ると、もちろん1カ所の観察に過ぎないものの、意外と投票率が高くなる可能性もあるのではないかと印象をもった。実際、投票時間終了の2時間前の午後2時に投票所へ行った友人の話では、その時点ですでに有権者名簿の7～8割にサインがなされていたとのことであった（有権者は投票所へ行くと、有権者名簿にサインをしたうえで投票券を受け取る規則となっている）。午後2時を過ぎると、大きなスピーカー

を載せた車が「選挙へ行きましょう！」と連呼しつつ、街を走り回っていた。

投票率の高低は、今回の総選挙の成否を占うひとつの要因であった。ミャンマー軍政は総選挙の有効性を訴えるために、高い投票率を獲得しようとしていた。一方、総選挙をボイコットしたNLDは「国民は投票する権利も、投票しない権利もある」と訴え、実質的に棄権を呼びかけた。投票率が高ければ軍政の勝ち、低ければNLDの勝ちとの構図ができあがっていた。投票率の高低は、アウンサンスーチー氏解放後の彼女やNLDの政治活動にも影響するとみられていたのである。はたして、選挙管理委員会が発表した投票率は、1990年総選挙の時の73%を上回る77%であった。また、本文で述べたとおりUSDPは連邦議会の全議席の79%を獲得した。これは1990年総選挙でNLDが獲得した81%に匹敵する数字であった。タンシュエ上級大将および国軍の政党USDPは、1990年から20年を経て、実際には総選挙に参加しなかったアウンサンスーチー氏およびNLDと争い、これに「勝利」したのである。



写真3：投票日のヤンゴン。普段は賑やかなヤンゴン市内の目抜き通りには車も人も少なかった(2010年11月7日午前9時前 筆者撮影)。

【注】

- (1) このほか、各議会には、選挙を経ずに国軍司令官が直接任命する国軍議員が全議席の4分の1相当数ずつ含まれる。
- (2) 選挙管理委員会が2010年12月7日付布告2010年143号で、当選者総数を発表するまで、無投票選出議員を含めて1157人が民選議員として選ばれたものと想定されていた。しかし、実際の当選者は1154人であった。選挙管理委員会からの正式な発表はないが、当選者が発表されなかった3議席（人民代表院の1議席、州議会の2議席）はすべてシャン州のモンラー郡の選挙区にあり、これらの選挙区においては当日投票が実施されなかった模様である（TNI [2010:3]）。
- (3) 布告2010年143号では、政党別の立候補者数は発表されなかった。選挙管理委員会は国営ビルマ語紙において、別途、候補者別の得票数も発表している。これらの数字を集計することで、より詳細かつ正確な選挙結果を提示することができるはずである。本稿では時間的制約から、これを行うことができなかったが、これについては今後の課題としたい。
- (4) 現地ジャーナリストへのインタビュー（2011年11月3日、ヤンゴン）。
- (5) ただし、これは公式発表であり、実際にはほとんど組織にかかわっていないメンバーも多いと考えられる。
- (6) 1990年総選挙の結果と評価については、伊野 [1992] を参照。
- (7) たとえば、ICG [2009] を参照。
- (8) USDPによる動員の実態については、今後の研究課題としたい。
- (9) たとえば、人民代表院選挙法（Pyithu Hluttaw Election Law）の第48条（b）項は、「投票用紙が投票箱に入れられたらすぐに、投票所の管理官自身、あるいは管理官に委任された投票所のスタッフ・チームのメンバーの誰かは、投票所スタッフ・チームのメンバー、投票所代理人、および公衆の前で、投票用紙を数えなければならぬ」と規定している。
- (10) Lintner [2010:42] は、選挙管理委員会が二つの選挙区において100%を超える投票率となる数字を発表してしまい、後で修正したと指摘している。
- (11) 人民代表院選挙法第45条など。
- (12) 具体的な数字については、表4を参照。
- (13) ただし、先述したとおり、期日前投票をした有権者は軍人とその家族、公務員とその家族、大企業の従業員とその家族などが多かったと考えられる。彼らは一般有権者に比べてUSDP支持者である確率は高いと考えられることから、期日前投票の結果が当日の投票結果と異なっていることは必ずしも不自然であると断言できない点に注意する必要がある。
- (14) 本来、全国の選挙区の各立候補者の得票状況を調べて、事前投票によって逆転して当選したUSDP候補者数を算出すべきである。しかし、本章執筆時点では候補者別の得票数の集計が間に合わず、正確な数を算出できていない。
- (15) 連邦議会は人民代表院と民族代表院の二院制であるが、両院は2008年憲法上、同等の権限を与えられており、どちらかの院の優位は規定されていない。両院の間で見解の相違が生じた場合や、大統領の選出などの重要案件は、両院合同で開

催される連邦議会によって決議される。そのため、連邦議会における議席数が、国政においてもっとも重要となる。

- (16) 詳しくは、本書第4章を参照。
- (17) 1990年総選挙における少数民族政党の位置づけについては、伊野 [1995] に詳しい。
- (18) たとえば、ミャンマー最大のビジネス団体であるミャンマー連邦商工会議所連盟 (The Union of Myanmar Federation of Chambers of Commerce and Industry: UMFCCI) からは、ウィンミン会頭をはじめ6人が当選した。このほか、15人程度の企業家が当選しているとみられている (JETRO 通商弘報, 2011年1月7日)。彼らの政策の優先順位はビジネス環境の整備にある。
- (19) しかし、実際には少数民族政党から州知事は誕生しなかった。詳しくは、本書の最終章を参照。
- (20) 国防治安評議会は大統領、副大統領2人、人民代表院議長、民族代表院議長、国軍司令官、国軍副司令官、国防相、外相、内務相、国境相の11人によって構成される。内6人 (すなわち過半数) が国軍司令官の影響下にある者となると想定される。大統領は国家の分裂、主権の喪失などの危機に直面した場合、国防治安評議会のアドバイスを受け、非常事態を宣言し、全権を国軍司令官に移譲することになっている。詳しくは工藤 [2010: 序-5] を参照。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 伊野憲治 [1992] 「[資料] 1990年ミャンマー総選挙の結果」 (『通信』75号, 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所) 14-41 ページ。
- [1995] 「ミャンマー民主化運動と少数民族問題」 (『思想』No.850, 1995年4月, 岩波書店) 114-138 ページ。
- 工藤年博 [2010] 「ミャンマーの新展開—2010年選挙を控えて—」 (工藤年博編『ミャンマー軍事政権の行方』調査研究報告書 地域研究センター 2009-IV-04, アジア経済研究所) 序 1-20 ページ http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/2009/pdf/2009_404_jo.pdf [アクセス日: 2011年1月17日]。

<英語文献>

- International Crisis Group (ICG) [2009] “Myanmar: Towards the Elections,” *Asia Report* No.174 (20 August 2009), available at http://www.crisisgroup.org/~media/Files/asia/south-east-asia/burma-myanmar/174_myanmar___

- towards_the_elections.ashx [accessed January 16, 2010].
- Lintner, Bertil [2010] “Don’t Believe the Hype, All We are Seeing Is the Illusion of Change” *Global Asia*, Vol.5, No.4, Winter 2010, pp.42-46.
- Myanmar Alin (国営ビルマ語紙)。
- New Light of Myanmar (国営英語紙)。
- Preliminary Findings Report [2010], dated on November 8, 2010, available at <http://www.networkmyanmar.org/images/stories/PDF5/pfr.pdf> [accessed November 27, 2010].
- Transnational Institute (TNI) [2010] “A Changing Ethnic Landscape: Analysis of Burma’s 2010 Polls” (December 2010), available at <http://www.tni.org/sites/www.tni.org/files/download/bpb4final.pdf> [accessed December 15, 2010].
- Union Election Commission, Notifications (選挙管理委員会布告)。